全Ｌ協保安・業務Ｇ３第９４号

令和３年９月２１日

正　会　員　 各位

（一社）全国ＬＰガス協会

ガス温水機器等の小売事業者表示制度の一部改正について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（お願い）

標記につきましては、本年７月６日付け全Ｌ協保安・業務Ｇ３第５６号において、意見募集のお願いをしたところです。

この度、下記のとおり改正され、本年８月３１日公布、同１０月１日に施行されることになりましたのでお知らせいたします。

なお、当協会からは、年間の目安ガス料金の算出内容の料金単価設定について他のエネルギーと同条件での料金比較となっていないこと及び料金表記により他のエネルギーへの選択誘導に繋がってしまうことなどの意見を提出いたしました。

意見募集を踏まえても今回の改正は原案通りとなりますが、資源エネルギー庁からは、表示制度の一部改正は消費者に対してより分かり易い情報提供を行う観点から行ったものであり、特定のエネルギー種の機器を促すことは目的としていないとの回答がありましたことを申し添えます。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、本改正についてご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

記

【改正概要】

1. 現在の省エネルギーラベルには、年間目安エネルギー料金を表示していませんでしたが、各温水機器（ガス温水機器、石油温水機器及び電気温水機器）とも東京・大阪の４人世帯を想定した年間目安エネルギー料金を表示することとなりました。（エネルギー使用量やエネルギー単価については、ラベル上の注意事項に表示）

２．温水機器については、使用する地域の外気温及び世帯人数によってエネルギ

ー消費量に差が生じるため、地域及び世帯人数に応じた年間目安エネルギー料金を算出するためのＷｅｂページを作成し、ラベル上に当該ＷｅｂページのＱＲコードを掲載することで小売事業者等や消費者が容易に情報を取得できることとなりました。

〇省エネ型製品情報サイト（１０月１日よりダウンロードができる予定）

（年間目安エネルギー料金を算出するためのＷｅｂページ）

<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>）

【経産省ホームページ掲載アドレス】

〇小売事業者表示制度の主な見直しの概要等

<https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210831003/20210831003.html>

〇意見公募回答：別添参照

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=620121021&Mode=1>

以　上

（発信手段：Ｅメール）（担当：保安・業務グループ　笠間、陣内、岩田）